

ソウル

海外 レポート

～韓国における知的財産権について～

(財)自治体国際化協会ソウル事務所 岡元 隆太郎



この年末年始、鹿児島は大雪に見舞われましたが、ソウルも雪の年末年始となりました。また、つい先日大雪に襲われたのですが、その後続く強烈な寒波のために気温が零度を上回ることがほとんどなく、雪が融けないままあちらこちらに残っています。そんな中でも韓国にやってくる日本人観光客は多いようで、K-POPの影響もあるのでしょうか、韓流人気を感じさせられます。

さて、そんな身近になった韓国ですが、一度いらしたことがある方なら、ソウルや釜山の街でこのような看板をご覧になったこともあるかと思います。また、観光地として日本人がよく訪れる南大門市場、東大門市場などを歩いていると、上手な日本語で「お兄さん、かばん(または時計)要らない? 完璧な偽物あるよ」などと声をかけられたりもします。

韓国で見かける商品には、日本の商品と非常に似たものがあります。必ずしも全てが模倣・コピーとは限らないかもしれませんが、結構な数のコピーと思われる商品があふれています。



そこで、今回は韓国における知的財産権について簡単にご紹介したいと思います。



左:ヨクルト 右:ヤクルト



ベペロ



上:キットカット 下:キッカー



左:アンパンマン? 中央上:チョコ松茸 中央下:マイチュー 右:セウカン



いわゆる知的財産権には、特許権、実用新案権、商標権、デザイン権(意匠権)の総称である「産業財産権」、「著作権」、それ以外の「新知的財産権」などがあるのはご存知のとおりですが、韓国では「知的財産権」という用語の代わりに「知識財産権」という用語が使われることがあります。これは、日本語の知的財産権という用語を韓国語に翻訳するとき韓国特許庁が新しく作った言葉

で、特許庁では1998年4月に特許行政政策諮問委員会の審議を経て「知識財産権」という用語を使うようになったそうです。しかし、学会や法曹界、他の政府組織においては「知的財産権」という用語を使用しており、唯一特許庁だけが「知識財産権」という用語を用いているそうです。

1 知的財産権に関連する法令・政府組織

韓国における知的財産権に関する法令及びその所管官庁は、概ね以下のとおりとなっています。

特許庁	特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、発明振興法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、弁理士法等
文化体育観光部	著作権法、オンラインデジタルコンテンツ産業発展法
農林水産食品部	種子産業法
知識経済部	産業技術の流出防止及び保護に関する法律

以上のほかに、取締については関税庁、税関、検察庁、警察庁など、紛争解決については特許法院、高等法院、大法院など、知的財産権の範囲の広範さと相まって様々な政府機関が関係しています。

2 産業財産権の出願状況

韓国内における 2009 年度の産業財産権出願状況は、表のとおりとなっており、約 365 千件の出願がありました。

これを国際的に見てみると、産業財産権の出願数でも、PCT(Patent Cooperation Treaty:特許協力条約)に基づく国際特許の出願件数でも韓国は主要 5 カ国に入っており、サムスン、LG などの韓国企業が世界的に躍進している背景も納得のいくものがあります。

【2009 年度 産業財産権出願状況】

(単位:件)

	内国人	外国人	計
特許	127,301	36,094	163,395
実用新案	16,798	343	17,141
デザイン	54,932	2,969	57,901
商標	108,167	18,242	126,409
計	307,198	57,648	364,846

【主要国の産業財産権出願推移】

(単位:千件)

区分	2006年	2007年	2008年
中国	1,339	1,402	1,528
米国	800	861	898
日本	592	588	553
韓国	372	380	373
ドイツ	204	212	204

【PCT 国際特許出願推移】

(単位:件)

区分	2007年	2008年	2009年
米国	54,086	53,521	45,790
日本	27,744	28,744	29,827
ドイツ	17,818	18,428	16,736
韓国	7,061	7,908	8,066
フランス	6,568	6,867	7,166

3 知的財産権の保護体制

冒頭に述べたとおり韓国ではコピー商品が普通に見受けられますが、政府としてもただそれを見ているだけではなく、さまざまな対策を施して知的財産権の保護活動に取り組んでいます。

その背景には、偽造により健全な商取引が害されることで生じる流通構造の乱れ、消費不信による販売の減退が経済に及ぼす悪影響、また、消費者の誤認・混同を招くことによる企業の信用失墜、企業による投資の減退、そしてそれに伴う雇用の喪失などで国内産業が阻害されていくという強い危機感があるようです。

このために、大きく 4 つの対策により知的財産権の保護に取り組んでいます。

(1) 偽造商品に対する取り締まりの実施

【偽造商品取締り現況】

(単位:件、点)

特許庁では、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に基づき、地方自治体と合同の定期取り締まりを行うほ

区分	2007年	2008年	2009年	
摘発	立件	116	34	122
	是正勧告	1,066	1,147	2,849
	計	1,182	1,181	2,971

か、主要な偽造品の製造・流通事犯については検察や警察と合同の特別取り締まりを行っています。この取締りは年々厳しくなっているようで、2009年には2,971件を摘発し、122件を立件しています。また、オンライン上の偽造商品販売行為については、「オンライン24時間モニタリング」システムを構築・運用し、2009年には130件のサイトに閉鎖措置を取っています。

また、商標別の取り締まり現況を見てみると、1位ルイヴィトン、2位ナイキとなっているほか海外の有名ブランドが並んでいる中で、3位に日本のポケットモンスターが入っており、意外なところでポケモン人気を再認識させられます。

【2009年 商標・品目別取締現況】

(単位:点)

	商標	国	かばん	衣類	装身具	その他	合計
1	ルイヴィトン	フランス	3,881	270	18,034	338	22,523
2	ナイキ	米国	28	9,052	50	4,803	13,933
3	ポケットモンスター	日本				7,929	7,929
4	MCM	スイス	687	12	4,122	1,597	6,418
5	タイトリスト	米国				5,722	5,722
6	シャネル	フランス	638	430	3,499	406	4,973
7	ポロ	米国	86	4,262	80	73	4,501
8	アディダス	ドイツ	50	992	162	620	1,824
9	グッチ	イタリア	371	196	553	435	1,555
10	ラコステ	フランス		1,180	1	0	1,181
主要商品小計			5,741	16,394	26,501	21,923	70,559
その他商品小計			1,618	5,745	4,497	2,161	14,021
合計			7,359	22,139	30,998	24,084	84,580
比率			8.7	26.2	36.6	22.2	100.0

そのほか、18位には韓国のキアが入っており、偽造商品の対象は必ずしも海外の有名ブランドだけに及んでいるのではなく、韓国内の企業といえども対策が必要だと言えます。

(2) 偽造商品の申告に対する報奨金制度

偽造商品の情報提供を通じた流通の遮断、国民の偽造商品に対する注意喚起、偽造商品防止努力の外国へのアピール等のために、2006年1月から、特許庁において偽造商品申告者に対する報奨金制度を実施しています。

この報奨金制度を実施する前の2005年度は偽造商品の申告件数が年間250件に過ぎなかったものが、2006年度1,605件、2007年度2,374件、2008年度3,136件と大幅に増加しており、目に見えた効果を挙げているようです。



ピカチュー？

【類型別報奨金支給現況】

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5
	ネット販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17
	倉庫	5	17.0	11	44.0	14	43.5	19	27.5
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146
製造	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6
	合計	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6

(3) 知的財産権保護のための広報及び教育の強化

三つ目が、偽造商品の取り締まり強化、消費者の偽造品に対する不法性への認識向上のための広報等で、主に以下のことを行っています。

- 多様な媒体を利用した知的財産権保護の広報活動
- 大学生広告公募展、大学生ブログ記者団、TV 広告、ポータルサイト広告 等
- 商標資料集及び各種広報物の発刊・配布
- ・盗用されやすいブランド資料集の作成及び関係機関への配布
- ・偽造商品追放活動に係る英文広報誌の在韓外国機関への配布
- ・偽造商品追放チラシの消費者、業者への配布 等
- 取り締まり担当者に対する研修活動
- 自治体担当者研修、司法警察公務員研修、知識財産権指導要員研修 等

(4) 官民合同の知的財産権保護体系の構築

そして四つ目が保護体系構築への取り組みですが、今後は取り締まり中心の対策から、消費者教育、在韓の外国機関との協力強化という方向にシフトしていくようです。

- ・市民団体と合同での東大門、南大門などにおける街頭キャンペーン
- ・主婦、大学生などに対する消費者教育プログラムの実施
- ・ソウルジャパンプラブ等海外商工団体との知的財産権関連セミナー、情報交換
- ・日本企業のポケモン 코리아 などと合同での偽造品集中取締り 等

4 最後に

韓国特許庁の広報のようになってしまいましたが、以上が簡単な韓国における知的財産権関連の状況です。日系の企業、あるいは韓国の大手企業であってもコピー商品には大いに悩まされているようです。

これに対処すべく、特許庁では昨年 9 月に「商標権特別司法警察隊」を発足させたほか、日本人会(ソウルジャパンプラブ)では韓国 IP グループを発足させて知的財産権侵害に悩む企業がお互いに情報を共有して対処していこうとしています。

海外における知的財産権侵害への対策というのは非常に難しいものがありますが、何かしら考えておかなければならないものかもしれません。

参考資料

- 「知識財産白書 2010」 韓国特許庁 2010 年 4 月
- 「韓国知的財産基礎情報 2010」 JETRO ソウルセンター知財チーム 2010 年 7 月
- 「SJC マネージメントニュース 10-015 号」 ソウルジャパンプラブ 2010 年 4 月
- 「SJC マネージメントニュース 10-030 号」 ソウルジャパンプラブ 2010 年 7 月
- 「SJC マネージメントニュース 10-043 号」 ソウルジャパンプラブ 2010 年 12 月
- Daum <http://enc.daum.net/dic100/contents.do?query1=10XX106359>
- JETRO ソウルセンター 地財チーム HP <http://www.jetro-ipr.or.kr/>

このコーナーでは、鹿児島県の海外駐在員や海外派遣職員の方々のフレッシュなレポートを 毎月掲載しています。
レポートに関するみなさまからのご意見・ご質問・ご要望等をおまちしております！

【(財)自治体国際化協会ソウル事務所のご案内】

住所: CLAIR SEOUL 17th Floor, Kyobo Bldg. 1. 1-KA, Chongno, Chongno Ku,
Seoul, Korea
電話: (82) 2-733-5681 FAX: (82) 2-732-8873